各 位

会 社 名 日 本 油 脂 株 式 会 社 代 表 者 代表取締役社長 中 嶋 洋 平 (コード番号 4403 東証1部) 問い合せ先 経 理 部 長 高 林 建 一 (TEL.03 5424 6651)

ストックオプション (新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成15年7月28日開催の取締役会において商法第280条ノ20、第280条ノ21および定時株主総会の決議に基づき、発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1.新株予約権の目的たる株式の種類および数当社普通株式525,000株
- 2.新株予約権の総数

525個

新株予約権の申込の総数が上記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式 分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるもの とする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3.新株予約権の発行価額および発行日

無償で発行するものとし、発行日は平成15年7月28日とする。

4.新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額432円

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には,次の算式により行使価額を 調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約

権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づく転換社債の転換および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条/2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にか かる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己 株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて 行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

5.新株予約権の行使可能期間

平成17年8月1日から平成21年7月31日まで

6 . その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

7. 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

- 9. 新株予約権の行使により発行または移転される普通株式の総額 226,800,000円
- 10.新株予約権の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

- 11.新株予約権の行使により新株式を発行する場合における発行価額中資本に組み入れる額 2.16円(行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り 上げた額とする。)
- 12. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役9名および使用人17名、合計26名に割当する。

(ご参考)

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成15年5月22日

2. 定時株主総会の決議日

平成15年6月27日

以上